

2023年10月インボイス制度スタート

インボイス制度のご説明

2023年10月1日から「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が導入されます。

インボイス発行事業者(登録事業者)のみがインボイス(適格請求書)等を交付することができます。

1. インボイス発行事業者が交付する「インボイス」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

- インボイス制度開始後、インボイス発行事業者(免税事業者等以外)が交付する「インボイス(適格請求書)」等の保存が仕入税額控除の要件になります⇒「インボイス」等の保存を行わない場合、仕入税額控除ができなくなります。

2. インボイス発行事業者登録制度：登録期限は、原則、2023年3月31日です。

- インボイス制度開始後「インボイス」を交付する為に、税務署長に登録申請を行ない、登録を受ける必要があります。
- 課税事業者は、原則、「インボイス発行事業者」への登録が必要です。
- 免税事業者が「インボイス発行事業者」への登録を行うことができます⇒課税事業者として消費税申告が必要となります。

3. インボイス発行事業者には「登録番号」が付与されます⇒「登録番号」は「インボイス」の記載事項です。

- インボイス発行事業者は、「インボイス」等の必須の記載事項を現在の「請求書」等に追加記載する必要があります。
 - 自販機取引の場合、自販機事業者が発行する「支払通知書」等が「インボイス」となります(通常)。
- 上記の記載事項を現在の「請求書」等に追加する為に、2023年10月1日までに経理業務等の見直しが必要です。

インボイス制度に係わるお取引先様へのお願い

2023年10月1日から「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が導入されます。

お取引先様には、下記のご依頼事項へのご理解・ご協力をお願いします。下記のご依頼事項のご連絡が頂けない場合、自販機事業者の事業継続に大きな支障をきたしますので宜しくお願いします。

1. 課税事業者又は課税事業者以外(免税事業者等)のご連絡を「2023年6月30日」迄にお願いします。

- 課税事業者又は課税事業者以外(免税事業者等)により、自販機事業者の「支払通知書」「契約書」等の内容が異なりますので期限厳守でお願いします。

2. 課税事業者の場合、「登録番号」のご連絡を「2023年6月30日」迄にお願いします。

- 「インボイス発行事業者登録番号」の取得が未だの場合、2023年3月31日(期限)までに取得をお願いします。
- 「登録番号」のご連絡がない場合、「支払通知書」等の発行ができず、2023年10月1日以降、貴社への販売手数料等のお支払が滞りご迷惑をおかけする場合がございますので期限内のご連絡にご協力をお願いします。

3. インボイス制度対応に係わる「支払通知書」「契約書」等の変更へのご理解・ご協力をお願いします。

- インボイス制度の導入に伴い、「支払通知書」「契約書」等の変更が必要となります。自販機事業者の事業運営の為に必要な手続となりますので、ご理解・ご協力を頂き自販機事業者からのご提案・ご依頼への対応をお願いします。